

児童福祉法の改正の課題と今後に向けて

北九州市立総合療育センター
地域支援室 室長 横田信也

北九州市の児童発達支援の現状

平成24年 児童福祉法の改正

障害児相談支援事業(8ヶ所)

児童デイサービス



児童発達支援事業(8ヶ所)

放課後等デイサービス(9ヶ所)

障害児通園施設

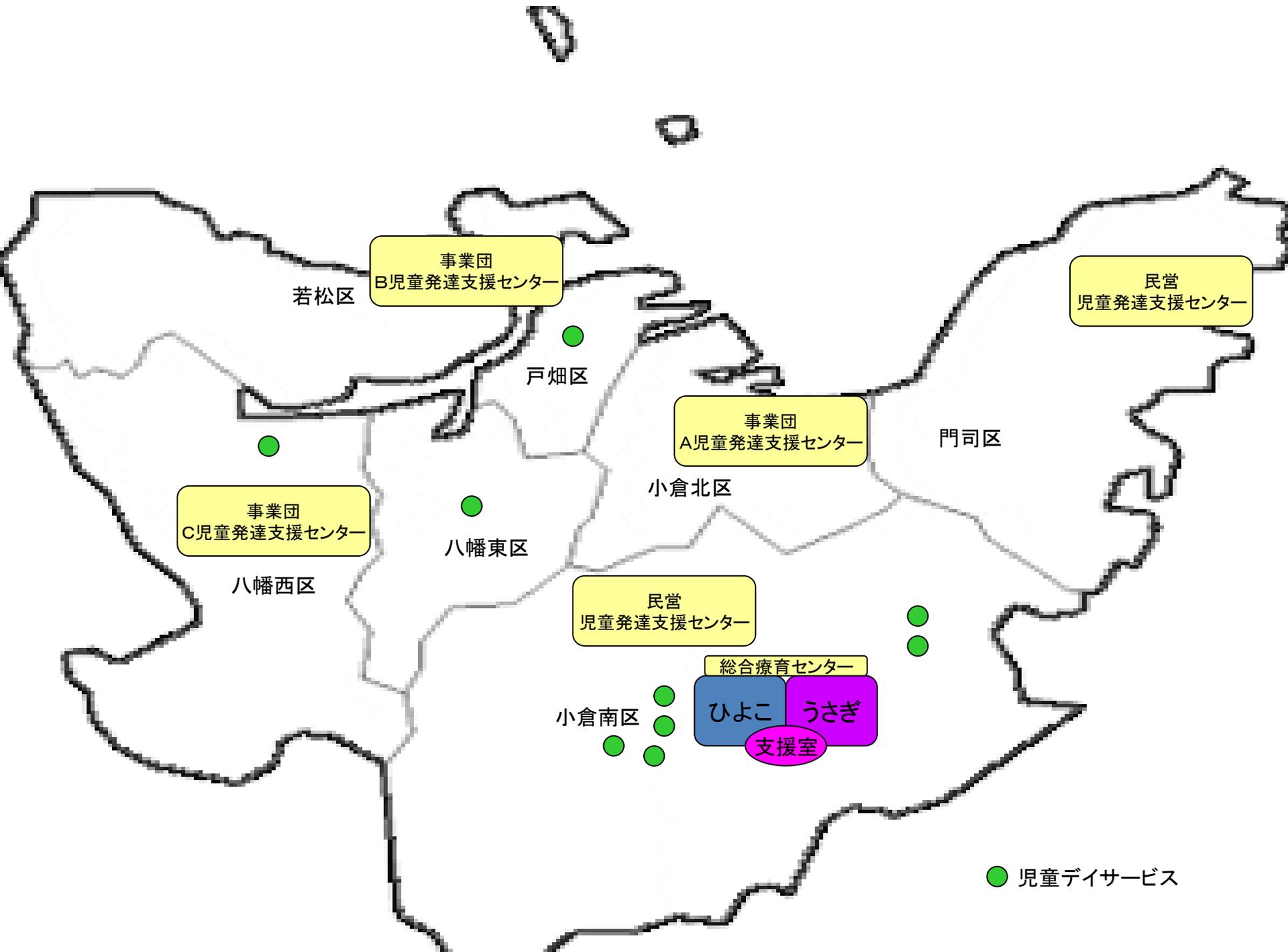
事業団5ヶ所(220)
民営2ヶ所(60)



児童発達支援センター
児童発達支援 + 地域支援
保育所等訪問支援事業
障害児相談支援事業

この4月からはどうなっているか？

- 障害児相談支援事業
 - ・児童発達支援センターで指定を受けたのは2ヶ所
 - ・通所支援は、従来どおり児童相談所が担う
 - ・児童発達支援事業・放課後デイサービスは居住地区役所が支給決定
- 保育所等訪問支援事業
 - ・体制未整備で指定無
- 結局何も変わらず様子見の状態



若松区

事業団
B 児童発達支援センター

民営
児童発達支援センター

戸畑区

事業団
A 児童発達支援センター

門司区

事業団
C 児童発達支援センター

小倉北区

八幡東区

民営
児童発達支援センター

八幡西区

総合療育センター

小倉南区

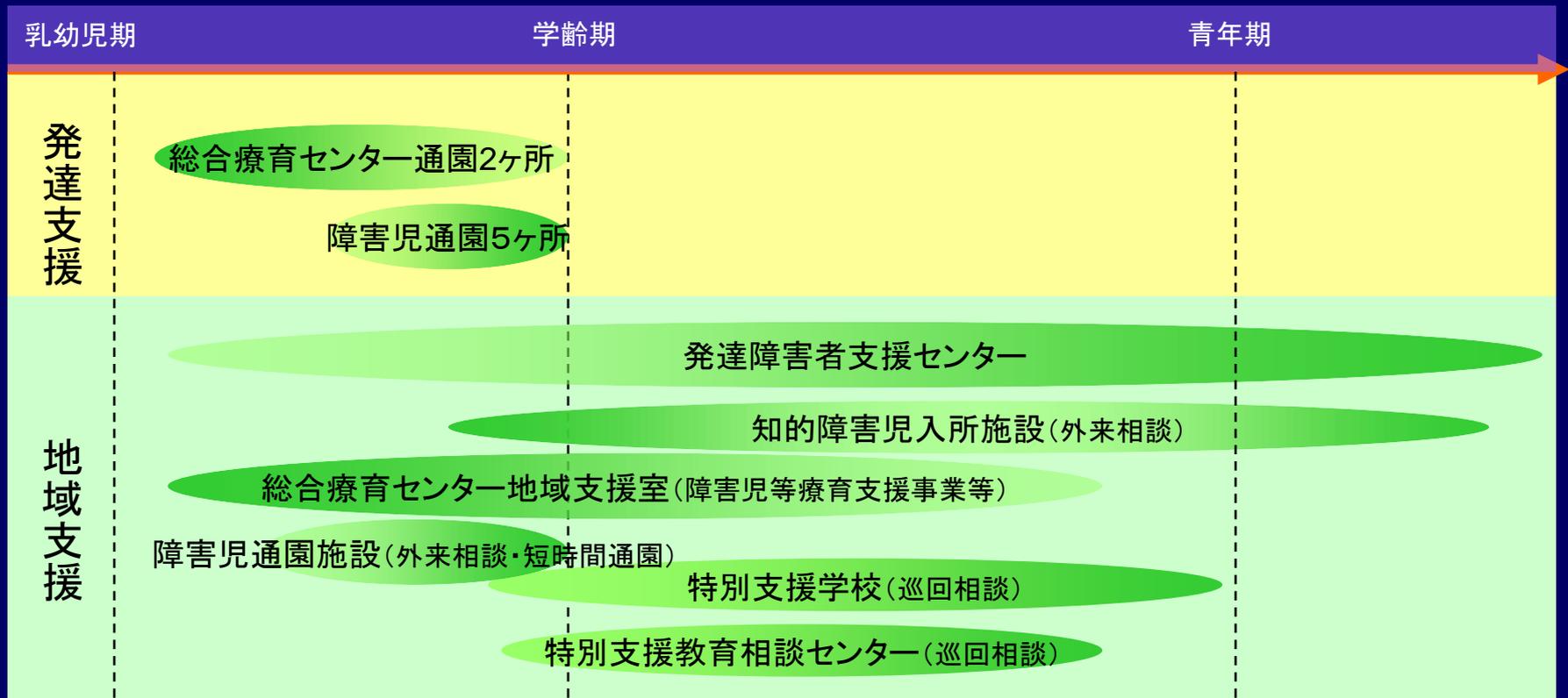
ひよこ

支援室

うさぎ

● 児童デイサービス

北九州市の発達支援と地域支援



地域支援室による地域支援

- 障害児等療育支援事業

 - 療育支援施設事業

 - 訪問指導事業

 - 外来療育指導事業

 - 施設一般指導事業

 - 療育拠点施設

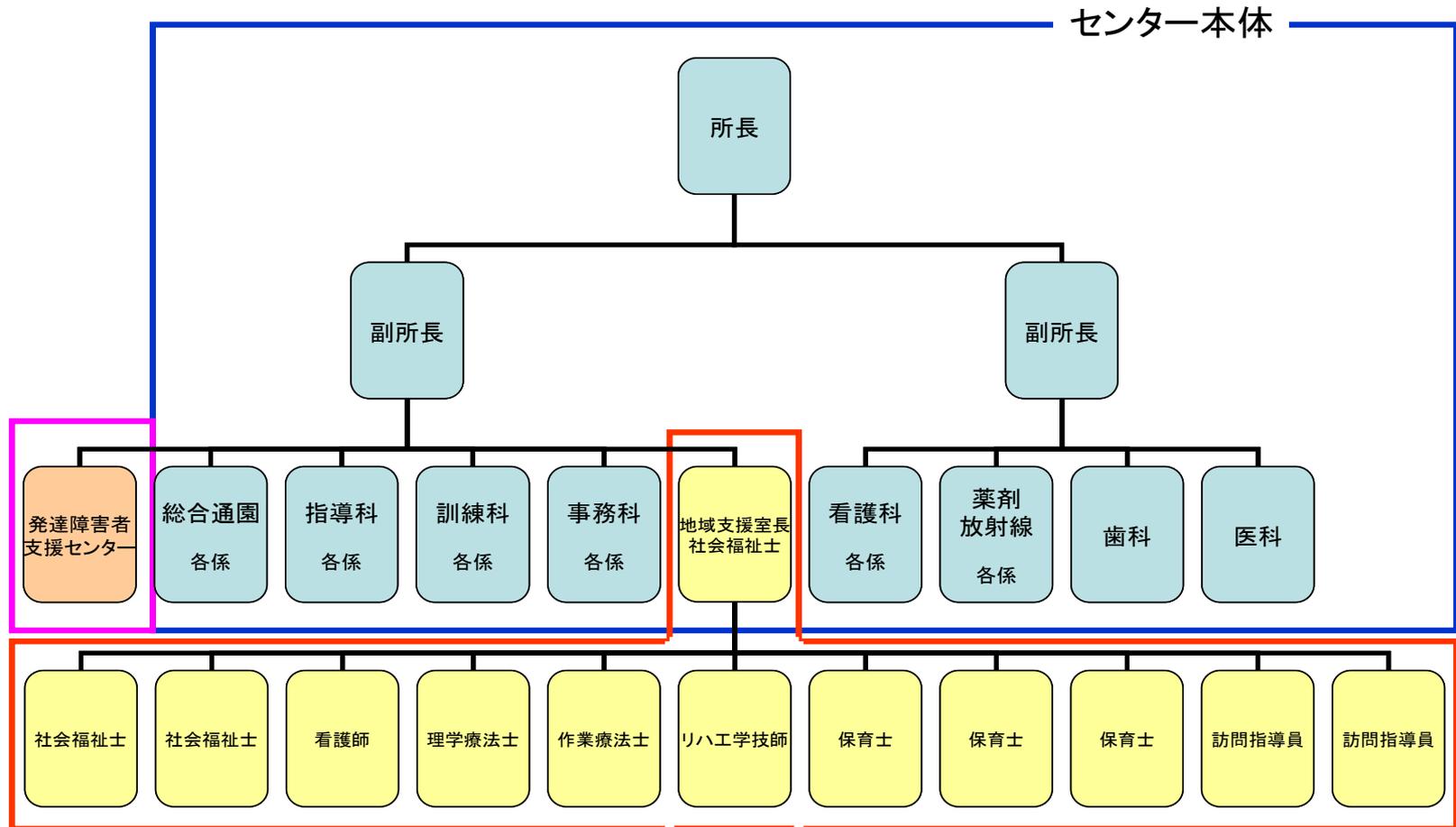
 - 施設専門指導事業

 - 専門療育指導事業

- 北九州市在宅障害児者家庭訪問事業

- 障害者相談支援事業(H24年3月まで)

総合療育センター—地域支援室



地域支援室組織図

障害児等療育支援事業による 保育園・幼稚園に対する支援

| 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 個別支援 (人) | 施設支援 (件) |
| 217 | 118 | 284 | 159 | 258 | 178 | 283 | 147 | 236 | 151 |
| 保育園 | 幼稚園 |
| 66 | 35 | 86 | 26 | 85 | 36 | 77 | 38 | 83 | 35 |
| 42% | 34% | 54% | 25% | 54% | 35% | 49% | 37% | 53% | 34% |

障害児通園による地域支援

障害児通園による短時間通園・巡回相談

1. 職員 4～5名の専任職員

2. 事業の内容

北九州市障害児等療育支援事業

- ・外来相談 (保護者への個別相談支援)
- ・巡回相談 (保育所、幼稚園を訪問し支援)
- ・短時間通園 (月2～4回のグループ療育)

指定管理業務

(保護者勉強会の実施)

(地域の幼稚園、保育所職員勉強会の実施)

短時間通園の実施状況

| 曜日 時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------------------|--------------|----|----|----|----|
| 9:45 ~ 11:00 | 年々少 (2歳児) | | | | |
| 14:00 ~ 15:15 | 年少 | 年中 | 年中 | 年少 | 年少 |
| 15:15 ~ 16:30 | 年長 | 年中 | 年中 | | 年長 |

短時間通園・巡回相談開始の理由

- 入園希望者(待機児)の増加
- 外来療育指導事業の増加
- 発達障害児支援のための巡回相談の必要性
- 総合療育センター初診外来の待機期間長期化

短時間通園利用状況

平成24年1月1日現在

| 区 | C | B | A | 計 |
|------|----|----|----|-----|
| 門司区 | 0 | 0 | 4 | 4 |
| 小倉南区 | 0 | 1 | 33 | 34 |
| 小倉北区 | 0 | 0 | 41 | 41 |
| 戸畑区 | 0 | 5 | 14 | 19 |
| 八幡東区 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 八幡西区 | 93 | 8 | 0 | 101 |
| 若松区 | 0 | 58 | 0 | 58 |
| 計 | 93 | 72 | 97 | 262 |

短時間通園への紹介機関

平成24年1月1日現在

| 機関名 | C | B | A |
|--------------|----|----|----|
| 総合療育センター | 32 | 24 | 58 |
| 地域支援室 | 12 | 2 | 1 |
| 発達障害者支援センター | 0 | 2 | 0 |
| 子ども総合センター | 17 | 15 | 14 |
| 区役所子育て相談 | 9 | 14 | 4 |
| 所属幼稚園・保育所(園) | 1 | 7 | 7 |
| クリニック | 11 | 0 | 1 |
| 小児科 | 0 | 0 | 1 |
| その他(保護者等) | 11 | 5 | 11 |

平成23年度 地域支援件数

平成24年3月31日現在

| | 登録実数 | 外来相談 (延) | 短時間 通園(延) | 巡回相談 (延) |
|-----|------|-------------|--------------|-------------|
| A通園 | 97 | 246 | 1,258 | 43 |
| B通園 | 70 | 186 | 937 | 42 |
| C通園 | 110 | 245 | 1,673 | 75 |
| 合計 | 277 | 677 | 3,868 | 160 |

(合計4,545件 22年度の約2倍)

短時間通園と他事業の連携

- 地域支援室による北九州市障害児等療育支援事業は市内全域の幼稚園・保育所を巡回しているので、定期的情報交換を実施。必要に応じて一緒に巡回相談を行い、短時間通園に繋がったケースは、以後3ひまわり学園が巡回相談を実施。
- 事業団保育所(16所)独自で障害児担当保育士研修を実施したり、統合保育コーディネーターを各園で指名し、障害児保育に対する所内の組織づくりをしている。

これまでの地域支援

- 総合療育センター地域支援室が障害児療育支援事業、各通園施設は短時間通園や外来相談等オリジナルな取り組みを展開
- 他にも特別支援教育や発達障害者支援センターなど多方面の事業が混在
- エリアも混在し、連携がとれず利用者の重複もある
- 利用者からも相談の入り口が見えにくい

北九州市における地域支援のこれから

よりよきしくみになるために

- 児童発達支援センターは障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業に加え、障害児等療育支援事業を受託し、継続性・一貫性のある支援が必要
- 障害児相談支援事業は、単なる通所支援ではなく、すぐには通所に繋がらない本人・家族を様々な代替機能を駆使して通所に結び付けていくことが重要であり、むしろそうした地道な支援を評価すべき
(こなす支援ではなく、腰の座った支援)

よりよきしくみになるために

- 保育所等訪問支援事業と障害児等療育支援事業が有機的に機能するよう障害児等療育支援事業の利用期間や申請者など要綱の見直しが必要
- 発達障害者支援センターや特別支援教育の巡回相談等他事業との連携
- 職員の量的確保や質の担保。
- 圏域(支援エリア)を設けるなど支援のしくみを市全体のしくみとして構築、展開